

農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本的な構想

令和5年9月

流 山 市

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業経営基盤強化の基本的な推進方策	1
2	効率的かつ安定的な生産・経営を行う農業経営体の育成目標と育成方策	1
3	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方策	5
4	農業生産部門の基本的な誘導方向とその推進方策	5
5	効率的かつ安定的な生産を行う専業農家・兼業農家・高齢農家等の役割分担の基本的な誘導方策	7
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	8
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	18
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	22
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	22
2	市が主体的に行う取組	23
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	23
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報収集・相互提供	24
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	24
1	効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	24
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	25

第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	26
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	27
2	利用権設定等促進事業に関する事項	28
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	36
4	農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	41
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	42
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	42
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	43
第6	その他	44

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業経営基盤強化の基本的な推進方策

本市の農業が現在以上の生産力を確保しつつ、環境保全等の機能も十分に果たし、次世代が希望を持って引き継げる魅力とやりがいある農業の推進を図るため、農業経営基盤強化の基本的な推進方策は次の7点とする。

- (1) 農業経営の安定と向上のため、優良農地の保全と農地の効率的な利用促進
- (2) 農業生産の主流である野菜園芸の生産、流通の振興
- (3) 都市農業に適合した経営者及び後継者の育成と農業技術、農業経営の指導体制の強化
- (4) 農業への理解度を深めるため、地域住民との結びつきの場を形成し、地域社会との連帯・共存を図る
- (5) 集落・地域での話し合いに基づき、認定農業者や新規就農者の育成確保及び農地の利用集積を推進する。
- (6) 農業の6次産業化を促進し、経営改善及び地域農業の活性化を図る。
- (7) 耕作放棄地の増加を抑制し、地域農業の維持発展と安定的な食料供給を図る。

### 2 効率的かつ安定的な生産・経営を行う農業経営体の育成目標と育成方策

#### (1) 本市農業の今後の見通し

本市は千葉県北西部に位置し、西に江戸川、北には利根運河が流れ、東京都心から30km圏という立地条件のもと、畑作物（野菜類）及び水稻を中心とした複合経営が主体となり生産活動が営まれている。

しかし、急激な都市化の進展により、昭和49年に72,000人だった人口が平成11年には150,000人を超え、現在では211,000人余となっており、それに伴う宅地開発による農地の減少、若年層の他産業への流出による労働力及び後継者不足、農業従事者の高年齢化等による遊休・荒廃農地の増加等本市の農業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

また、平成17年8月に開業した「つくばエクスプレス」沿線整備に伴う区画整理事業によって既存の農地が減少するなど、沿線周辺の都市化が進展する中で、今後の農業構造は周辺環境との調和を考慮した農業が望まれている。

(2) 効率的かつ安定的な生産・経営を行う農業経営体の基本的な育成目標

農業構造の動向に的確に対応し、本市農業の永続的維持・発展を図るためには、職業として「魅力ある農業の確立」を図ることが必要である。

このため、次の「2点の確立」を効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成目標とする。

ア 労働に見合った報酬が得られる職業としての農業の確立

イ 労働環境が快適に整備されている職業としての農業の確立  
具体的な育成目標としては、一農業経営体当たり年間農業所得は500万円以上、年間労働時間にあっては主たる農業従事者一人当たり2,000時間以下とする。

(3) 効率的かつ安定的な生産・経営を行う農業経営体の基本的な育成方向

次世代の農業を担う経営体は、今まで同様、夫婦・親子等からなる「個別農業経営体」、専業農家や兼業農家が協力し、地域全体で農業を行う「地域農業経営体」の2種の経営体に分化すると見込まれるが、これからは、職業としての農業の確立及び農業経営と生活の分離を推進する。

定期的な休日は週2日、給与は月給制、一日8時間労働等を実現する経営体の育成を目指す。

具体的には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう制度の積極的活用を図る。

ア 個別農業経営体育成の基本方向

家族労働力を中心に、機械・施設の導入による省力化を推進し、必要に応じて雇用労働力を入れ、一農業経営体の所得で500万円以上の年間農業所得を得ることのできる経営体の育成を目指す。

このため、財務管理の強化と雇用労賃はもとより、家族労働に対する報酬、就業時間、就業条件の明確化など家計と経営を分離した農業経営活動の展開を図るため、経営内容に応じて経営の法人化を推進するとともに、併せて法人化への前段階として家族経営協定の締結も推進する。

#### イ 地域農業経営体育成の基本方向

個別経営体を核に、兼業農業者や高齢農業者等の地域農業者を構成員として、その組織化を図りながら地域農業経営体として育成するとともに、組織自体の協業経営化、法人化への誘導を図る。

#### (4) 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成の基本方向

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本に、地域農業の維持・発展のため、実体に即した多様な担い手を以下のように位置付け育成を図る。

#### ア 育成すべき効率的かつ安定的な生産・経営を行う農業経営体を補完する受託組織

農作業受託を通じ、効率的かつ安定的な生産・経営を行う農業経営体を補完するものとして、サービス事業体（農協）等の農作業受託組織の育成を図る。

#### イ 新規農業参入者からの農業経営体の育成

非農家及び他業種からの新規参入者に対しては、自立への支援や法人への就農等の支援を通じ、効率的かつ安定的な農業経営への誘導を図る。

#### ウ 女性農業者の育成及び家族経営協定締結の推進

農業者の半数を占める女性農業者は重要な担い手であるとともに、加工や直売等の活動を通じて地域の活性化にも大きく貢献していることから育成を図る。また、家族経営協定締結の推進を図る。

#### (5) 農業経営体の資質の向上に係る基本的な推進方向

効率的かつ安定的な生産・経営を行う農業経営体の育成・強化を図るためには、経営体の資質の向上が不可欠であり、次により資質の向上を図る。

資質向上のための主な推進内容

項目	主な資質向上項目	主な推進内容
生産の強化	① 新生産方式の導入・開発 ② 新商品等の開発	新技術の研修 研究活動の助長 異業種交流の助長
販売の強化	① 流通・販売力の強化 ② 高付加価値化 ③ 販売ネットワークシステムの強化	企業・市場派遣研修 異業種交流・研究活動助長 流通組織・消費者とのネットワーク活動の助長
財務管理の徹底	① 記帳管理能力の向上 ② 税務管理能力の向上	財務関係の研修
人材育成	① 雇用管理能力の向上 ② 人材育成能力の向上 ③ マネジメント能力の向上 (情報・土地・資本・労働の組合せ能力や交渉力等)	経営体における人材育成活動の助長 サブリーダー等の能力開発の支援
就業条件・労働環境の整備	経営管理能力の向上	家族経営協定締結の推進

(6) 農業経営体の育成に関する基本的な支援の方向

ア 資金の融資に係る支援

借入金利の低い農業制度金融((株)日本政策金融公庫資金、農業近代化資金)の活用の普及促進と市・農業協同組合等関係機関と協調し融資実行の迅速化を図る。

イ 農地の利用集積に係る支援

農地の利用について、集落段階の話合いを推進するとともに、規模拡大に意欲のある者を明確にし、その者に利用権設定等促進事業や農地中間管理事業を活用し、農地の利用集積を促進する。

#### ウ 補助労働力の確保等に係る支援

農業経営体を労働力の面から支援し、経営の安定と農業者のゆとりを創出するため、地域における労働力のあっせんや作業委託のあっせん、アグリサポート等の労働力調整システムの整備を推進する。

### 3 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方策

#### (1) 優良農地を確保するための基本的な方向

優良農地の保全・確保は、本市農業の維持・発展を図るために必要不可欠である。

このため、優良農地を集团的に保全するという基本方針のもとに、農業経営体が意欲を持って農業に取り組めるよう、無秩序な土地利用を防止するとともに、地域事情に応じた農業上保全すべき農地の区域を明確にし、優良農地の確保を図る。

#### (2) 土地基盤整備の基本的な方向

水田地帯については、基幹的な農業用排水施設の再編・改修等積極的に推進する。また、野菜等の集約的作物を中心とする高付加価値型農業が展開できるきめ細かな生産基盤の整備を検討する。

### 4 農業生産部門の基本的な誘導方向とその推進方策

#### (1) 部門別農業生産の現状と今後の基本的な誘導方向

##### ア 水稲部門

生産の主体は兼業農家であり、かつ、自家消費を目的とした栽培が多い。作付品種はコシヒカリが90%を超えている。また、地価も高く本来の耕作目的以外の資産保有意識が強いことから規模拡大も困難である。

そこで、実質的な規模拡大につながる農作業受託等を推進し、労働力不足の解消を図ることで、生産性を安定及び向上させ、地域農業経営体の育成を図る。

##### イ 園芸部門

作付けしている露地野菜としては、ワケネギ、エダマメ、ネギ、ホウレンソウ等が主流を占め、大消費地に近接する有利な立地条件を活かした生

産が展開されている。

しかしながら、若年層の他産業への流出による労働力及び後継者不足や農業従事者の高齢化等多くの課題があり、今後労働力不足の解消と生産コストの低減を図るため、省力型機械の導入を促進するとともに、高品質及び高生産を図り、施設化を推進するなど、都市型農業に即応したより効率的な生産体制の確立に努める。

## (2) 農業生産の基本的な推進方向

環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保のため、有機性資源の活用による土づくりと化学肥料の低減化、減農薬、さらには農薬の飛散防止を念頭にしてポジティブリスト制度にも対応した安全な農業生産技術の導入を推進する。

主な部門別の普及事項は次のとおりである。

### ア 水稻

#### (ア) 経営規模拡大に適した品種の検討

優良な新品種の導入について、選定と普及を検討する。

#### (イ) 生産安定技術の普及

- a 県発行の生育情報と生育診断機器の活用により、気象状況に沿った生産技術の迅速な普及を図る。
- b いもち病やカメムシ等の防除に使用する農薬の量の低減を図り、環境保全に留意した的確な防除を推進するため、病虫害発生予察機能を強化し、その情報の迅速な普及を図る。

### イ 野菜

#### (ア) 省力栽培技術の普及

労働力の軽減を図るため、機械化一貫栽培体系の普及を図る。

#### (イ) 微生物・生物資源等を活用した防除の普及

自然環境の保全に沿った害虫防除の推進を図るため、天敵微生物の利用による駆除や性フェロモンによる増殖防止技術の普及を図る。

#### (ウ) 施設化の推進

高品質野菜の安定供給を可能とさせる野菜栽培施設の導入を推進することで都市農業における農地の高度利用と野菜生産振興を図り、産地間

競争に打ち勝つことのできる野菜生産の普及を図る。

## ウ 花き

### (ア) 省力機械技術の普及

集約的花き栽培の規模拡大を図るためには、人手に代わる機械の導入が不可欠である。このため、ポッティングマシンや自動灌水装置、施肥機、防除機等の普及を図る。

### (イ) コンピュータを利用した複合環境制御技術の普及

施設栽培における良質・多収・省エネルギー生産を推進するため、コンピュータを利用した複合環境制御技術（日射量・温度・湿度・炭酸ガス・培養液濃度等）の普及を図る。

## 5 効率的かつ安定的な生産を行う専業農家・兼業農家・高齢農家等の役割分担の基本的な誘導方策

効率的かつ安定的な生産を行う専業農家は、地域の農業を支える上で重要であるが、専業農家だけでなく、兼業農家や高齢農家も食料の安定供給や農業の持つ様々な公益的機能の発揮、地域の維持・発展等に重要な役割を果たしている。農地の有効利用や農村地域の活性化等を図るため、専業農家と兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家等との間に密接な協力が必要である。

このため、全農家が地域農業経営への積極的参加や協力、地域の活性化行事等を通じて地域の維持発展のための役割分担を明確にし、互いのメリットを享受できるよう、その環境条件づくりを推進する。

なお、主な推進事項は次のとおりである。

### (1) 兼業・高齢農家などの農業経営への積極的参加

兼業農家や高齢農家も主要な生産力の一環であると認識してもらい、経営体の構成員として経営活動に参画し、直売等を通じた都市型農業のメリットを生み出せるよう支援する。

### (2) 高齢者・女性等の役割発揮による地域の活性化

地産地消を推進することにより、経験豊富な高齢者や地域の女性等が中心となった地域の活性化が図れるよう支援していく。

### (3) 快適な農村生活環境の形成

「うるおい」と「やすらぎ」のある生活環境の形成を図るためには、地域住民との連携・共存等の合意形成や自主的な取組が不可欠であることから、地産地消のための直売や観光農業を通じて地域住民との結びつきを深め、農業の必要性について深い理解が得られる場の形成について支援する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の令和4年の新規就農者は1名であり、近年は数年に1人程度の状況となっており、従来からの基幹作物であるネギ、エダマメ、ハウレンソウの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標450人を踏まえ、本市においては近年の新規就農状況も加味し、年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の増加に努める。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介、技術・経営面については農業事務所や農業協同組合等重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 新川地区

従来からの基幹作物であるエダマメ、ハウレンソウを栽培する新川地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（1人程度）を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 八木地区

新規就農施策を重点的に推進（1人程度）する地区とし、ネギ、ハウレンソウ栽培の先進地視察・研修や松戸市に所在する千葉大学や県の農林総合研究センターと連携しての加工品の開発、新技術の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に八木地区がネギの一大産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する  
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の基本的な方向で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、本市における主要な営農類型について区分すると次のとおりである。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作（ワケネギ+エダマメ）	
規模	畑 1.10ha 労働力 家族 2人（主たる従事者1人）、臨時雇用 2人	
所得及び労働時間	所得 501万円、労働時間 6,046時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター25ps、マルチャー、貨物自動車、セット動噴、作業舎、予冷庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土づくり（輪作の導入）</li> <li>・周年出荷量の安定化</li> </ul>	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的作付けにより自家労力を有効利用</li> <li>・生産履歴の記帳</li> <li>・パソコン利用による経営管理</li> <li>・快適な作業場で無理無駄のない調製作業</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給制の導入</li> <li>・定期的な休日の取得</li> </ul>	
<p><b>【算定根拠】</b></p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>1,353万円      852万円      501万円</p>		
1 品目及び規模	ワケネギ 80a	エダマメ 30a
2 生産量	ワケネギ 12,000kg (1,500kg/10a)	エダマメ 3,000kg (1,000kg/10a)
3 単価	ワケネギ 843円/kg	エダマメ 1,138円/kg
4 所得率	ワケネギ 31%	エダマメ 55%
5 単位当たり労働時間	ワケネギ 668時間/10a	エダマメ 234時間/10a
6 1時間当たりの雇用労賃	1,100円	

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作（ネギ+ハウレンソウ）		
規模	畑 0.80ha 労働力 家族 2人（主たる従事者1人）		
所得及び労働時間	所得 507万円、労働時間 3,098時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター28ps、管理機、播種機、簡易定植機、皮むき機、貨物自動車、セット動噴、作業舎</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適品種の導入</li> <li>・土づくり</li> <li>・生態的防除を取り入れた適期有効防除</li> </ul>		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的作付けにより自家労力を有効利用</li> <li>・快適な作業場で無理無駄のない調製作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産履歴の記帳</li> <li>・パソコン利用による経営管理</li> <li>・家族経営協定の締結</li> <li>・直売方式の導入</li> </ul>	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給制の導入</li> <li>・定期的な休日の取得</li> </ul>		
<p><b>【算定根拠】</b></p> <p style="text-align: center;">農業粗収益   －  農業経営費   ＝  農業所得</p> <p style="text-align: center;">968万円           461万円           507万円</p>			
1 品目及び規模		5 単位当たり労働時間	
ネギ           55a		ネギ           436時間/10a	
ハウレンソウ 25a		ハウレンソウ 280時間/10a	
2 生産量			
ネギ           17,600kg (3,200kg/10a)			
ハウレンソウ 2,500kg (1,000kg/10a)			
3 単価			
ネギ           468円/kg			
ハウレンソウ 575円/kg			
4 所得率			
ネギ           54%			
ハウレンソウ 43%			

個別経営体（家族経営）

営農類型	果樹専作（ブドウ）		
規模	畑 0.65ha 労働力 家族 2人（主たる従事者1人）		
所得及び労働時間	所得 505万円、労働時間 2,652時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター20ps、カルチベーター、トレンチャー、ブロードキャスター、マニュアルスプレッター、スピードスプレーヤー、多目的防災網、収穫台車、作業舎、直売場</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期摘果の徹底</li> <li>・樹勢に応じた適正な選定の実施</li> </ul>		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パート導入による管理</li> <li>・女性の経営管理能力の向上、経営への積極的参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産履歴の記帳</li> <li>・パソコン利用による経営管理</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給制の導入</li> <li>・定期的な休日の取得</li> </ul>		
<p>【算定根拠】</p> $\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 1,121 \text{ 万円} & & 616 \text{ 万円} \quad 505 \text{ 万円} \end{array}$			
1	品種構成及び規模	4	所得率
	巨峰 30a		巨峰 45%
	藤稔 20a		藤稔 45%
	赤嶺 15a		赤嶺 45%
2	生産量	5	単位当たり労働時間
	巨峰 3,000kg (1,000kg/10a)		巨峰 408時間/10a
	藤稔 2,000kg (1,000kg/10a)		藤稔 408時間/10a
	赤嶺 1,500kg (1,000kg/10a)		赤嶺 408時間/10a
3	単価		
	巨峰 1,725円/kg		
	藤稔 1,725円/kg		
	赤嶺 1,725円/kg		

個別経営体（家族経営）

営農類型	果樹専作（日本ナシ）	
規模	畑 0.85ha 労働力 家族 2人（主たる従事者1人）	
所得及び労働時間	所得 507万円、労働時間 2,542時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター（アタッチメント：ロータリー、ハンマーナイフモアー、ブロードキャスター、ラビットモアー、スピードスプレーヤー）、梨棚、多目的防災網、収穫台車、トラック（軽）、バックホー、選果機、直売場</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花芽摘除、摘蕾、摘花、人工受粉、早期摘果</li> <li>・適正な新梢管理</li> <li>・土壌改良と地力向上</li> <li>・省力的樹形</li> <li>・「幸水」計画的改植と早期成園化</li> </ul>	
経営管理の方法	<p>生産管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な改植</li> <li>・苗木の適正管理</li> <li>・品種構成の改善</li> <li>・適期適正管理</li> </ul>	<p>販売管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客リスト整備</li> <li>・接客技術</li> </ul> <p>家族経営協定の締結</p>
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給制の導入</li> <li>・定期的な休日の取得</li> </ul>	
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>906万円            399万円            507万円</p>		
1 品種構成及び規模	5 単位当たり労働時間	
幸水 85a	幸水 299時間/10a	
2 生産量		
幸水 15,300kg (1,800kg/10a)		
3 単価		
幸水 592円/kg		
4 所得率		
幸水 56%		

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設花き専作（シクラメン）		
規模	ハウス 1,800 m <sup>2</sup> 労働力 家族 3人（主たる従事者1人）		
所得及び労働時間	所得 512 万円、労働時間 5,040 時間		
生産方式	[資本装備] ハウス、暖房施設、作業場、トラクター、トラック [技術内容] ・リアルタイム分析による施肥管理 ・プラグ苗利用 ・商品化率の向上 ・栽培技術のマニュアル化		
経営管理の方法	・簿記の記帳 ・パソコン利用による経営管理 ・計画生産（施設利用の計画化）	・契約生産の拡大 ・家族経営協定の締結	
農業従事の態様	・月給制の導入 ・定期的な休日の取得		
【算定根拠】 $\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 2,360 \text{ 万円} & & 1,848 \text{ 万円} \quad 512 \text{ 万円} \end{array}$			
1 品目及び規模		4 所得率	
シクラメン 1,800 m <sup>2</sup>		シクラメン 22%	
花苗 1,800 m <sup>2</sup>		花苗 22%	
2 生産量		5 単位当たり労働時間	
シクラメン 16,200 鉢（9,000 鉢/10a）		シクラメン 1,800 時間/10a	
花苗 36,000 鉢（20,000 鉢/10a）		花苗 1,000 時間/10a	
3 単価			
シクラメン 1,257 円/鉢			
花苗 81 円/鉢			

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜専作（トマト）																	
規模	ハウス 3,500 m <sup>2</sup> 労働力 家族 3人（主たる従事者1人）																	
所得及び労働時間	所得 515 万円、労働時間 5,005 時間																	
生産方式	[資本装備] ハウス、トラクター、防除機、暖房機、炭酸ガス施用機、環境測定器、作業場、倉庫 [技術内容] ・ 土壌分析による合理的な施肥 ・ 環境制御技術の改善																	
経営管理の方法	・ 集選果施設の利用 ・ パソコン利用による経営管理	・ 家族経営協定の締結																
農業従事の態様	・ 月給制の導入 ・ 定期的な休日の取得																	
【算定根拠】																		
	農業粗収益	農業所得																
	1,775 万円	515 万円																
	－ 農業経営費																	
	1,260 万円																	
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">1 品目及び規模</td> <td style="width: 50%; border: none;">5 単位当たり労働時間</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">トマト 3,500 m<sup>2</sup></td> <td style="border: none;">トマト 1,430 時間/10a</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">2 生産量</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">トマト 52,500kg (15,000kg/10a)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">3 単価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">トマト 338 円/kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">4 所得率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">トマト 29%</td> </tr> </table>			1 品目及び規模	5 単位当たり労働時間	トマト 3,500 m <sup>2</sup>	トマト 1,430 時間/10a	2 生産量		トマト 52,500kg (15,000kg/10a)		3 単価		トマト 338 円/kg		4 所得率		トマト 29%	
1 品目及び規模	5 単位当たり労働時間																	
トマト 3,500 m <sup>2</sup>	トマト 1,430 時間/10a																	
2 生産量																		
トマト 52,500kg (15,000kg/10a)																		
3 単価																		
トマト 338 円/kg																		
4 所得率																		
トマト 29%																		

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜専作（イチゴ）												
規模	ハウス 1,550 m <sup>2</sup> 労働力 家族 2.5人（主たる従事者1人）												
所得及び労働時間	所得 510万円、労働時間 3,449時間												
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>ハウス、トラクター、防除機、畦上げ機、灌水設備、暖房機、育苗ハウス、作業場、倉庫、予冷库、直売所</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌分析による合理的な施肥</li> <li>・適期定植</li> </ul>												
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン利用による経営管理</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>												
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給制の導入</li> <li>・定期的な休日の取得</li> </ul>												
	<p>【算定根拠】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">農業粗収益</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: right;">農業経営費</td> <td style="text-align: center;">＝</td> <td style="text-align: right;">農業所得</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,085万円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">575万円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">510万円</td> </tr> </table>			農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得	1,085万円		575万円		510万円
農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得									
1,085万円		575万円		510万円									
1 品目及び規模		5 単位当たり労働時間											
イチゴ 1,550 m <sup>2</sup>		イチゴ 2,225時間/10a											
2 生産量													
イチゴ 5,425kg (3,500kg/10a)													
3 単価													
イチゴ 2,000円/kg													
4 所得率													
イチゴ 47%													

個別経営体（家族経営）

営農類型	水稲＋施設野菜（トマト）		
規模	水田 1.00ha ハウス 2,600 m <sup>2</sup> 労働力 家族 2人（主たる従事者1人）、臨時雇用 1人		
所得及び労働時間	所得 515 万円、労働時間 3,878 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター、田植機、コンバイン、畦塗機、代かきハロー、乾燥調製施設、管理機、播種機、ハウス、防除機、暖房機、炭酸ガス施用機、環境測定器、作業場、倉庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移植栽培</li> <li>・土壌分析による合理的な施肥</li> <li>・環境制御技術の改善</li> </ul>		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場の団地化</li> <li>・集選果施設の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン利用による経営管理</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給制の導入</li> <li>・定期的な休日の取得</li> </ul>		
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>2,649 万円            2,134 万円            515 万円</p>			
1 品目及び規模		4 所得率	
水稲 100a		水稲 10%	
トマト 2,600 m <sup>2</sup>		トマト 29%	
2 生産量		5 単位当たり労働時間	
水稲 5,000kg (500kg/10a)		水稲 16 時間/10a	
トマト 39,000kg (15,000kg/10a)		トマト 1,430 時間/10a	
3 単価		6 1 時間当たりの雇用労賃	
水稲 266 円/kg		1,100 円	
トマト 338 円/kg			

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作（ワケネギ+エダマメ）		
規模	畑0.55ha 労働力 家族 2人（主たる従事者1人）		
所得及び労働時間	所得251万円、労働時間3,023時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、貨物自動車、予冷庫 [技術内容] ・土づくり（輪作の導入） ・周年出荷量の安定化		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン利用による経営管理</li> <li>・生産履歴の記帳</li> <li>・経営向上のための研修会への参加</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給制の導入</li> <li>・定期的な休日の取得</li> </ul>		
【算定根拠】			
$\begin{array}{rcccl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 677\text{万円} & & 426\text{万円} & & 251\text{万円} \end{array}$			
1	品目及び規模	5	単位当たり労働時間
	ワケネギ 40a		ワケネギ 668時間/10a
	エダマメ 15a		エダマメ 234時間/10a
2	生産量		
	ワケネギ 6,000kg (1,500kg/10a)		
	エダマメ 1,500kg (1,000kg/10a)		
3	単価		
	ワケネギ 843円/kg		
	エダマメ 1,138円/kg		
4	所得率		
	ワケネギ 31%		
	エダマメ 55%		

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作（ネギ+ハウレンソウ）		
規模	畑 0.45ha 労働力 家族 2人（主たる従事者1人）		
所得及び労働時間	所得 252万円、労働時間 1,650時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、管理機、簡易定植機、皮むき機、貨物自動車 [技術内容] ・適品種の導入 ・土づくり ・生態的防除を取り入れた適期有効防除		
経営管理の方法	・パソコン利用による経営管理 ・経営向上のための研修会への参加 ・生産履歴の記帳 ・家族経営協定の締結 ・直売方式の導入		
農業従事の態様	・月給制の導入 ・定期的な休日の取得		
<b>【算定根拠】</b> $\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $489 \text{ 万円} - 237 \text{ 万円} = 252 \text{ 万円}$			
1 品目及び規模		5 単位当たり労働時間	
ネギ 25a		ネギ	436時間/10a
ハウレンソウ 20a		ハウレンソウ	280時間/10a
2 生産量			
ネギ 8,000kg (3,200kg/10a)			
ハウレンソウ 2,000kg (1,000kg/10a)			
3 単価			
ネギ 468円/kg			
ハウレンソウ 575円/kg			
4 所得率			
ネギ 54%			
ハウレンソウ 43%			

個別経営体（家族経営）

営農類型	水稲＋施設野菜（トマト）		
規模	水田 0.50ha ハウス 1,350 m <sup>2</sup> 労働力 家族 2人（主たる従事者 1人）		
所得及び労働時間	所得 265 万円、労働時間 2,011 時間		
生産方式	<p>[資本装備] トラクター、田植機、コンバイン、畦塗機、代かきハロー、乾燥調製施設、管理機、播種機、ハウス、防除機、暖房機、炭酸ガス施用機、環境測定器、作業場、倉庫</p> <p>[技術内容] ・移植栽培 ・土壌分析による合理的な施肥 ・環境制御技術の改善</p>		
経営管理の方法	・パソコン利用による経営管理 ・経営向上のための研修会への参加	・生産履歴の記帳 ・家族経営協定の締結	
農業従事の態様	・月給制の導入 ・定期的な休日の取得		
【算定根拠】			
	農業粗収益	－ 農業経営費	= 農業所得
	1,350 万円	1,085 万円	265 万円
<hr/>			
1 品目及び規模		4 所得率	
水稲 50a		水稲 10%	
トマト 1,350 m <sup>2</sup>		トマト 29%	
2 生産量		5 単位当たり労働時間	
水稲 2,500kg (500kg/10a)		水稲 16 時間/10a	
トマト 20,250kg (15,000kg/10a)		トマト 1,430 時間/10a	
3 単価			
水稲 266 円/kg			
トマト 338 円/kg			

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 本市の主要農産物であるワケネギ、エダマメ、ネギ、ホウレンソウなどを安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- (2) また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- (3) 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。
- (4) 加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

## 2 市が主体的に行う取組

- (1) 市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- (2) また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- (3) さらに、市が主体となって、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。
- (4) 加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や青年等就農計画の認定等の措置を講じる。
- (5) 市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## 3 関係機関の連携・役割分担の考え方

- (1) 市は、農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。また、就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートする。

- (2) 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。
- (3) 農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行う。
- (4) 農業事務所は、担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。
- (5) 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報収集・相互提供

- (1) 本市は、農業協同組合と連携して、市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業事務所へ情報提供する。
- (2) 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
上記第2及び第2の2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

区 分	予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積(B)	目標シェア (B/A×100)
水 田	80 ha	55 ha	69 %
畑	230 ha	130 ha	57 %
合 計	310 ha	185 ha	60 %

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標」とは、おおむね10年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の利用面積（所有権に基づくもの、利用権に基づくもの、農作業受託によるものの合計）とする。

注2) 現状（作物統計調査令和3年値）の農用地利用集積の状況について、農用地面積は365ha（水田122ha、畑243ha）、利用集積面積は110ha（水田49ha、畑61ha）、担い手への農用地利用集積率は30%（水田40%、畑25%）である。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市は、畑作物（野菜類）及び水稻を中心とした複合経営が主体である、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、急激な都市の進展により農地が減少し、経営農地は比較的に分散傾向にあり、農作業の効率化等が図れず、担い手にさらなる規模拡大が停滞している。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に都市化が進展する中、農業従事者の高齢化が進んでいくこ

とが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、有効活用事業奨励金の実施を図っていく。

また、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

### (3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を推進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は県が策定した「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- (2) 利用権設定等促進事業
- (3) 農地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- (7) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて実施するものとする。  
以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、当該区域内の農地所有者及び耕作者に開催案内を送付するほか、農業関係の集まりを活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せへの対応を行うため、窓口を市に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、協議の場での結果を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地を基に設定する方針とする。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への

利用権の設定等が行われているか、適切な進捗管理を行うこととする。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記の（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情があること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地

を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認

められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## （3）開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当た

っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### （4）農用地利用集積計画の策定期期

① 市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （5）要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、

市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、（5）の②の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及び

その者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借

又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を所有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得られていなければならないものとする。

#### (9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内、いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決

定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等）の働きかけ等を行う。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うこ

とが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### （5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標  
ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要と認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権限に基づき使用及び収益をするものがある場合は、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

## (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

## (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の支援・協力が行われるように努める。

#### 4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### (1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の推進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るためには、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

##### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 野菜、花き等施設栽培や省力型機械の導入を推進し、経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり第 1、第 4 で掲げた目標や第 2、第 2 の 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、

各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

### 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

##### ア 受入環境の整備

農業事務所や農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

##### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

##### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって、農業大学校や農業事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しな

がら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう必要な配慮を行い、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために流山市認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。また、流山市農産物直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定により県で体制を整備した農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業事務所、農業協同組合、流山市認定農業者連絡協議会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

## 別紙 1（第 5 の 2 の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、令和 4 年改正前の法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・令和 4 年改正前の法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受

ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う事ができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

(3)土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙 2 (第 5 の 2 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借 権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は 3 年以上 (農 業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する 上で適切と認められる 期間その他利用目的に 応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常 の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと認められる 場合には、3 年と異なる存続期間とすることが できる。</p> <p>2 残存期間は、移転される 利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される 利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法 第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常 の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によつて算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費した金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権を受 ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費した金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき流山市が認定した額をその費した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地についてはIの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合において、Iの③中「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>